

日本呼吸器外科学会学術集会における演題取り下げにおける規定

学術団体・学会における学術集会は、全ての参加者にとって自身の研究成果の発表の機会であるとともに、他の研究発表からの新たなる知識や刺激を得る重要な機会である。このような意義・目的を踏まえ、発表者は演題を登録する時点から発表の終了まで責任を持って臨むべきことは言うまでもない。しかし残念ながら、一部では「演題採択を受けていながら何の連絡もなく発表会場に現れない」、「ポスター等を掲示しない」、「事前の連絡なく発表者が交代する」などの事例が見受けられる。これらは学術集会、およびその参加者に対する背任行為そのものであり、断じて許容されるものではない。

今回、日本呼吸器外科学会医療倫理部会では、こうした事案を一切無くすための規定を定めた。

1. 応募した演題を取り下げる場合

- ①学術集会の開催前日までに所定の演題取り下げ書式に取り下げ理由を記入したうえで、学術集会事務局へ提出する。
- ②学術集会会期中については、会場内の学術集会事務局本部へ直接連絡するとともに、所定の書類を提出する。
- ③連絡なく学術集会の予定発表時間を過ぎた場合、学術集会終了後 1 ヶ月以内に所定の書類を学術集会事務局へ提出する（学術集会事務局および学会事務局からは提出依頼、催促等を行わない）。臨床倫理部会で不可避性について協議を行い、罰則の適応について判断する。
- ④演題取り下げの連絡および書類提出がない場合、筆頭演者について翌年の日本呼吸器外科学会学術集会での発表を認めない。ペナルティーを科せられた本人（翌年の筆頭演者としての発表は不可）について、翌年に共同演者として名前が入ることは許容する。

2. 発表者を交代する場合

- ①学術集会の前日までに所定の書式に演者交代理由を記入したうえで、学術集会事務局へ提出する。
- ②学術集会会期中については、会場内の学術集会事務局本部へ直接連絡するとともに、所定の書類を提出する。
- ③発表者交代の事前連絡がなかった場合、学術集会事務局から文書で改善を求めるとともに、所定の書式に演者交代理由を記入してもらう。

2024年7月18日 制定
日本呼吸器外科学会 医療倫理部会